

第19回
青森県景観形成審議会
議事録

平成26年1月29日（水）

日 時：平成 26 年 1 月 29 日（水）13 時 30 分～

場 所：青森県庁 北棟 5 階 B 会議室

出席者：委員 熊谷 ヒサ子
委員 熊谷 雄一
委員 国分 薫
委員 斎藤 嘉次雄
委員 篠崎 幸恵
委員 月舘 敏栄
委員 森田 玲子
委員 山谷 文子

以上 8 名出席

【事務局】

ただ今から、第 19 回青森県景観形成審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、青森県県土整備部都市計画課長の高瀬よりあいさつ申し上げます。

【高瀬都市計画課長】

青森県屋外広告物条例につきましては、平成 23 年度より委員の皆様方からご意見をいただき、検討して参りました。当初のスケジュールでは、昨年の 11 月議会に提案する予定としてございましたが、この条例は私権を制限するものであることから、市町村ごとに現地確認、市町村へのヒアリングそして説明会を実施するなど慎重に改正作業を進めてきた結果、若干当初のスケジュールから遅れ、来る 2 月議会に改正案を提案し、3 月に条例改正する予定で進めてございます。

今日は、その改正案について委員の皆様からの意見をいただきたいと考えてございます。

また、今回の改正において、実際に広告物が掲出される区域は、ほぼ許可区域の範囲となり、一定のコントロールが可能となりますが、許可基準は、住宅地、商業地、工業地等地域の特性によらず、一律の基準により規制されます。

現在、東北 6 県で許可地域の細分化が行われていないのは本県だけとなっております。

このため、屋外広告物の許可地域細分化につきましては、来年度その検討に着手することとしており、その方向性についてもご議論いただきたいと考えてございます。

どうか、委員の皆様にはそれぞれのお立場から、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきます。

【事務局】

それでは、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

(資料確認、省略)

本日の出席状況につきましては、委員 12 名のうち、8 名がご出席で半数以上ですので、本会が成立することをご報告申し上げます。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、月館会長、よろしく願いいたします。

【月館会長】

先ほど課長からも説明がありましたけれども、平成 23 年度から議論してきました屋外広告物関連の条例改正に向けて審議してきた成果は、内容については問題ないですけれども私権を制限するというところでしっかりと手順を踏んで、今年度中にはすべて改正ということにはならないようでありますけれども、我々が議論してきた成果が具体的に形になっていく段階になりましたので、今日の議論も忌憚のない意見を出していただきながら、より適切な改正案になるようにご協力いただきたいと思います。

まず、私の役割として議事録の署名者を選ぶことがありますが、国分委員にお願いしたいと思います。また、もう一人森田委員にお願いできればと思いますが、よろしいでしょうか。

【国分委員・森田委員】

了解。

【月館会長】

本日知事から諮問されています屋外広告物条例改正案、それから来年度以降検討する予定とな

っています許可地域の細分化について審議する予定となっています。さきほど課長からも説明がありました。許可地域の細分化については青森県だけがまだ手が付いていないということでしたので、是非来年度具体化できるように進めていきたいと思ひます。ご協力をお願いします。

それでは早速ですけれども議事に入りたいと思ひます。

知事から諮問を受けました青森県屋外広告物条例の改正案。議事内容にありますが、具体的な改正案の内容は9項目あります。これらについて事務局から説明してもらいながら議事を進めていきたいと思ひます。9項目の審議の仕方については事務局からご説明含めてお願いします。

【事務局】

(審議の仕方の説明 省略)

(資料により「①許可区域(道路)の追加指定」の説明 省略)

【月館会長】

どうもありがとうございました。これまでの検討経過、皆さんの意見への対応状況、具体的な許可地域の範囲の見直し内容について説明いただきましたけれども、これについてご意見あるいはご質問がありましたらお願いいたします。

【熊谷ヒサ子委員】

意見というよりも。今説明を聞きまして、これ位の内容の実態を調査し、把握してということ、やはり11月は無理だったなということを感じ取っています。

【月館会長】

どうもありがとうございます。

事務局が現地調査、ヒアリング等丁寧にやった結果、一寸遅くなりましたけれども適切になってきたのではないかと、質問というよりは事務局の努力を評価いただいたと判断しても良いかと思ひますが、どうでしょうか。

これまで検討した結果、それから皆さんから出てきた意見をだいたい踏まえまして、岩手県、秋田県さらには県内青森・弘前・八戸の3市との整合性を持たせるといふ点でもほぼ実現した内容となっているかと思ひますが、他の委員は如何でしょうか。

単純に全県ということにはしなかった訳ですけれども、県道が全部対象になった結果、それから現地調査で主要な道路・幹線道路まわりにしか屋外広告物が建っていないという現実を踏まえての改正案でしたけれども、それであつてもほぼ県内全域をカバーできるという説明でしたので、これまで議論してきた成果は充分盛り込まれていると思ひますが、如何でしょうか。

熊谷委員、如何ですか。条例改正等いろいろご経験がおありかと思ひますが。

【熊谷雄一委員】

まったくご異議ありません。

【月館会長】

丁寧に準備していただいていますので問題はないかと思ひますが、篠崎委員如何でしょうか。他の地域でもご経験がおありかと思ひますが。

【篠崎委員】

現状を調査されて、実際に野立広告が建てられてるかどうかを踏まえてやっているのであれば問題ないと思います。道路の端から 500m ですよね。それであれば問題ないかと思ひます。

【月館会長】

条例改正に係わる手続きの問題、具体的な内容について経験がおありかと思われる 2 人の委員から問題ないのではないかというご意見でしたが、国分委員如何ですか。

【国分委員】

よろしいです。
白地地域はなくなる訳ですね。

【月館会長】

厳密には違ひますが山の中であまり人が通らないようなところには実際には広告物は建てない訳なので、今回の提案で実質的には白地地域がなくなるのと同じ効果があるだろうという提案でした。斎藤委員如何でしょうか。

【斎藤委員】

この提案で良いと思ひます。
ちょっと気になるのは、この審議会では及ばないんでしょうけど、3 景観行政団体はそれぞれで市道を決めてる訳ですね。

【月館会長】

そうですね。青森・弘前・八戸の 3 市は独自でやっておりますけれども、そちらの内容を精査して整合性を持たせるということで今回の提案に至りますので、そういう点でも問題ないと思ひます。

【斎藤委員】

分かりました。

【月館会長】

これまで議論を重ねてきた結果を踏まえまして、現実的なステップとして全県道を含む、それから市町村道、特に東通村の 4 路線をとらえると白地地域がなくなるのと同じ効果があるという提案でしたけれども、この提案につきましてご意向を伺いたいと思ひます。意見を出していただいた委員の方々からは問題ないというご意見でしたが、原案どおり同意してよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【熊谷ヒサ子委員】

私の向かいに熊谷先生がいらっしゃいますが、本会議ではちゃんと決議してほしい。青森県が遅れてはならないんですよ。それだけでなく遅いんですよ。

【月館会長】

そうはいいまでも、青森県が遅れている細分化についてもちゃんと次のステップで用意しますので、着実に進んでいけると思います。今日の議案の①許可区域の追加指定については同意ということで次に進めたいと思います。

では、2番目の許可道路における広告板及び広告塔の後退距離基準の撤廃について、ご説明をお願いします。

【事務局】

(資料により「②許可道路における広告板及び広告塔の後退基準の撤廃」の説明 省略)

【月館会長】

どうもありがとうございます。

広告物の後退距離についても0m等々議論を重ねてきまして、最終的には0m、それから広告物の大きさ・高さにつきましては閾値ということで意見をまとめた訳ですけども、諮問案では後退距離は0m、高さ等については地域の細分化を待って、という提案です。

これについては、篠崎委員からご意見があったと思いますが、今の諮問案について如何でしょうか。

【篠崎委員】

大きさ30㎡ということで0mということは、このままいってしまうと心配があるなどは思っております。ただ、細分化ということで、地域に即したというのがありますので、検討をなるべく早く進めるように願っております。

【月館会長】

どうもありがとうございます。

面積につきましては、3市との整合性ということも課題になっていたかと思います。

また、国分委員からも何回かご意見があったかと思います。特に広告物を作る側として、今の諮問案について如何でしょうか。

【国分委員】

次の改正では平米数が減るという可能性もある訳ですね。

我々が前から言っているのは、他の県では30㎡の規制はないんですよ。青森県だけなんですよね。それも一面で30㎡。だからそれを撤廃してほしいという要請をしていたんですけどね。

【事務局】

今、国分委員からご指摘あったように、岩手県、秋田県では細分化されておりました、商業地域等一番緩いところでは仰ったように裏表で60㎡となっております、青森県より緩い地域がございます。ただ自然景観を大事にするところに関してはそれより厳しいというものもありまして、一律に広げるのは難しいということがあります。

また、青森・弘前・八戸3市が景観行政団体になっておりますけれども、青森市だけが2つの地区に分けており、それでも最大30㎡ということでやっています。

県の条例を今度細分化して、増やすところは増やすとしても、3市との調整をとらなければならないということで、平成26年度から調査・検討を開始しまして平成28年度には条例の改正に向かいたいとスケジュールを考えてございます。

面積の拡大又は縮小に関しては、もう少し地域を調べてみて大きくしても良いかどうか検討したいと考えています。

【国分委員】

はい。分かりました。

【月舘会長】

細分化を進めていく中で、状況にあわせて今の 30 m²より厳しくなる地域あるいは緩和できる地域、そういった制度を取り入れていくという想定をされているということでした。改正案をまとめた段階では 30 m²、高さ 10m と想定していた訳ですけども、今回の諮問案ではそれをなくして細分化が進んだ段階で再検討、具体的には小さくなったり大きくなったりする地域がでてくると、それまでは現状どおりということですよ。

【熊谷ヒサ子委員】

自然というのはやはり大事にして、その地域によって大きくなったり小さくなったりとか十分に調査して、青森県はよその県より素晴らしいなというような評価をもらえるよう頑張っていたきたい。

【月舘会長】

前にもご意見出していただいていますけども、観光立県ということも考えますとそういう観光、あるいは自然景観を大事にしたいというところではある程度厳しくなるだろうとか。そういうようなことが想定されますけれども、きちんと県内を調査しそれに合わせた細分化を行った上でということかと思えます。

【熊谷ヒサ子委員】

県民が理解できるような、そこが大事だと思います。

【月舘会長】

他の委員の方々如何でしょうか。

特にこれまでの審議の中で意見を出していただいた委員の中からは細分化を待って、その内容に応じて条件をさらに具体的に決めるということで、今回の諮問案では後退距離を 0m にし、高さ・大きさについては従来どおりということで良いのではないかとということでしたが、他の委員の方々如何でしょうか。

【山谷委員】

地域の特性に応じた規制というのは何かある程度のラインというものは考えておられるのでしょうか。

【月舘会長】

国立公園のそばだとか大型バイパスのロードサイド、商店とか並んでいる地域等で分けていく中で具体化してくると思います。事務局から。

【事務局】

そのとおりでございまして、各県である程度指標としているのは都市計画の用途地域で、商業地域だとか工業地域というような地域なのか住居系の地域なのか、そういったもので建物も誘導されていますので、それを一つの指標としている例もありますし、市街化区域と市街化調整区域ということであまり開発を前提としていない地域では少し小さめにするとか、そういう指標を使っている例もあります。

今後、現地の状況を見て検討していきたいと考えています。

【森田委員】

秋田・岩手と並べてと仰いましたが、奥東北がなかなか大変なんですよね。

秋田・岩手それから青森の県知事が1年に1回お会いして、いろんな意味で協力し合ってるんですよ。ですから、奥東北においては、秋田・岩手と同じようなレベルでやれるように、お客さんが入ってきて違和感のないような景観にしていただければ良いんじゃないかと思うんです。

今、3県で奥東北を、福岡でも名古屋でも物産を一緒にして、観光と物産を共に売り込みをかけておりますので、是非配慮をお願いしたいと思います。

【月舘会長】

そのためにも、地域を細分化するということで、それを待って高さ制限とか看板の大きさを地域の状況に合わせて再検討しましょうというので、今回は面積と高さは従来どおりのままで行きましょうという提案ですし、背景には今仰っていただいたようなことがありますので、平成28年度に向かって我々の方は、地域の細分化をより丁寧に検討できるように協力していければと思います。

2番目の広告物の後退基準、具体的には後退距離を0とする。そして当初、案をまとめたときには広告物の面積・高さも制限ということでしたけども、それは今回従来どおりのままということで、この提案内容に同意ということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございました。

2番目の広告物の後退基準に関する基準についても同意していただきましたので、次の③④⑤の3件について進めていきたいと思えます。

ご説明をお願いします。

【事務局】

(資料により「③禁止地域における適用除外基準の追加」

「④許可の期間の更新規定の追加」

「⑤軽微な変更の追加」

の説明 省略)

【月舘会長】

内容としては③禁止地域における適用除外基準、④許可期間の更新規定、⑤軽微な変更の追加、それと施行時期の説明もしていただきました。

禁止広告物、例えば信号機が見えにくいようなのはやめましょうとか、そういうようなものを入れようということでしたけども、これにつきましては道路交通法等で実質的に規制されているので、さらには、他県、市町村でヒアリングした結果、実例がないということで見送ろうということでした。

適用除外基準、さらには許可更新の追加、軽微な変更については、検討結果がほぼそのまま諮問案になっております。

今の3件と施行時期、それから禁止広告物の追加につきましてご意見等ありましたらお願いいたします。

禁止広告物の追加につきましては意見を出しましたが、実際には実例がないということと道路交通法等でも規制されているというので今回の改正案には盛り込まないということで、妥当かなと思いましたが、この点につきましては如何でしょうか。

国交省の指針にはあるけれども、実質的には盛り込まなくても問題がなさそうだということでしたが、なしで良いかと思えますが。

【委員】

そう思います。

【月舘会長】

では、禁止広告物の追加については原案どおりということで、適用除外基準、許可更新の追加、軽微な変更につきまして、ほぼ原案どおりですけれども、ご意見等如何でしょうか。

【斎藤委員】

原案どおりで良いんじゃないですか。

【月舘会長】

斎藤委員から、審議内容が適切に盛り込まれ、内容についても改めてみると問題ないんじゃないかというご意見でしたが、他の委員の方々如何でしょうか。

【委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

③④⑤につきましては原案どおり。委員からも異議なしということでしたので提案どおり改正案として進めていただきたいと思います。

それでは残りました⑥⑦⑧⑨につきましてご説明をお願いします。

【事務局】

（資料により「⑥禁止区域の追加」

「⑦禁止区域から除く地域の見直し」

「⑧許可区域の削除」

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

基本的には、屋外広告物の禁止区域の見直しの中で青森・弘前・八戸の3市に組み込まれている地域については3市の都市計画等に指定されているので県から外す。

それから、東北本線から青い森鉄道に変わったような地域につきましては名称変更等をする。

さらには平内については平内の都市計画があるのでそれを追加するということでした。

施行時期につきましては3月末から施行したいということでした。

基本的には、青森・弘前・八戸3市における国立公園関係の見直しです。それと、八戸南道路等新しくできた道路に関する見直しです。

大きい問題はないかと思いますが如何でしょうか。

【国分委員】

前にも言ったのですが、七戸バイパスでは許可で建てる訳ですよ。後から禁止区域になりましたよね。それ未だに撤去されてないんですよ。確か2年ほど前に禁止区域になったんですよ。でも町の方では許可出してるんですよ。まだ条例が改正になってなかったからね。

これも速やかにやらないと看板建ってしまえばね。

【月舘会長】

これも国分委員から前にご指摘いただいて、今度の八戸南道路、上北道路につきましては速やかに。

【国分委員】

上北道路を通ったら、看板建ってませんでした。今のところ大丈夫です。

【月舘会長】

私は実は八戸にいながら八戸南道路の階上の最後まで行ったことがないんですよ。できたのは知ってるんですけども。ちょっと責任を今改めて感じてます。

今、国分委員から七戸バイパスの事例についてご指摘がありましたけれども。

【国分委員】

撤去の文書が来てるかと聞いたら来てないそうなんです。県の方からも町の方からもね。だからどういう風になってるのかなど。条例を改正したのは良いけど、違法看板というかそういう。

【月舘会長】

具体的な成果を実効あるものにするための、事務局から今の七戸バイパスの件を含めまして国道45号線関係、速やかに対応するための何か検討してる、考えていることがあればご説明お願いします。

【事務局】

前の審議会でも同じご指摘を受けておりますので、25年3月には市町村の方に通達文書を出しまして、看板主さんに撤去のお願いの文書を出していただくことをお願いしております。

実は3年間の猶予がございまして、告示の日から3年間はまだ撤去しなくいて良いのでそうい

う状態になっているのかもしれませんが、できるだけ早く撤去していただければそれに越したことはありませんので、再度市町村の方へお願いしていきたいと思います。

【月舘会長】

今回の改正が通りますとまた通知ということが出てくるかと思いますが、そのときに改めて七戸バイパスと関連したところにも注意を喚起していただければと思います。

如何でしょうか。⑥から⑨までの4件は、新しい道路に関する見直し、それから3市の都市計画区域に含まれている地域を見直す、それとJR東日本から青い森鉄道に変わったことに伴う名称変更の4件でしたけれども、内容につきましては問題ないかと思いますが如何でしょうか。

【委員】

異議なし。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

内容につきましては同意をいただきましたけれども、国分委員からありましたように実効をあげるために、事務局として通知等よろしくお願いいたします。

今日の案件、青森県屋外広告物条例の改正案についての諮問内容につきましては、9件ありましたけれども、検討した結果、原案どおりということでご了承されました。今の広告物条例の改正につきまして委員の皆様からご意見ありましたらお願いします。

直接関係なくてもよろしいんですが、先ほど国分委員からありましたように、やはり実効をあげるための配慮もいろいろと必要かと思えますし、また、この後説明がありますけれども、細分化する、その前提で前回まとめた改正案から細分化が進んだ段階で再検討する項目に指定しました広告物の大きさ・高さというのがありますので、それについてもご意見をいただければと思います。

今特にご意見等がなければ(2)のですね、屋外広告物の許可地域細分化について説明していただきながら、今の諮問案で課題になったことについてもご意見を出していただければと思います。

それでは、(2)の屋外広告物の許可地域細分化についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料により「屋外広告物の許可地域細分化について」の説明 省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

平成23年度から先ほど同意していただきました屋外広告物の条例改正案を検討してきました。一部ペンディングになったものはありますけれども、基本的にはほぼ提案した内容の改正案になりましたし、また、この細分化につきましては今後3年間かけて具体化するという説明をいただきました。それは、先ほどの検討の中でもありました屋外広告物の規制、青森県だけが30㎡という規制があると、それにつきまして地域を細分化することによって見直しをする。

熊谷ヒサ子委員あるいは森田委員からありました自然環境あるいは国立公園みたいなところに対してはより厳しくとか、そういう提案内容に対応する検討を進めるとということになるかと思えます。

今の説明につきまして、ご意見等ということになるんですが、三戸出身者としてこの名久井岳

というのをどこから撮ったのか、私はピンとこないですが。三戸町出身者としては山の形が違うなというのがありまして。

【国分委員】

この屋外広告物の実態調査というのは、どういう仕事ですか。内容は。

【月舘会長】

これは要するに、隠してますけれども、こういったものがある地域を探す。例えばバイパス沿いにいっぱいあるよとか。

【国分委員】

それは市町村で業務委託するんですか。それとも県から。

【月舘会長】

県ですね。県の委託業務として。

【国分委員】

実際岩手では、私どもの組合員がそれを受けてやっているんですよね。是非当組合員に、もしよければ。

【熊谷ヒサ子委員】

素晴らしい案だ。大賛成です。折角こういう委員になっているのだから。頼みますよ。

【月舘会長】

誤解を招く言い方ですけども、要は、どっかの東京の方のコンサルに安易に業務委託するのではなくて、地元でできる活動であれば地元の適切な人たちの協力を得てやった方がいいんじゃないかという意味合いだと思いますので。

実際の調査業務は業務委託ということでしたけれども、内容等精査して可能であれば是非地元の方が参加・協力できるような体制でやっていただければと思います。

ちょっと今の検討内容とは少しずれますけれども、それが屋外広告物の理解にもつながれば、と思いますので。

【事務局】

実際にいろいろと法規と調整していく中で、今度の細分化はかなり県民の制限が厳しくなる部分も出てくると思いますので、実際に一番大事なのは現地の状況ですね、本当に困ってるのかどうか。そういった調査が基礎的なもので一番大切なものになると思います。

あと業界の方の意見というものもかなり尊重していかなければならないということで、今まで以上に国分委員が理事長を務められている組合さんともいろいろと調整しながらやらなければいけないと思っておりますので、それについてはまた相談させていただければと思います。

【月舘会長】

調査につきましては、本当に地元の関連団体・業界の方々とも協力して、という説明がありましたが、検討する許可地域の細分化を進めるにあたってやるべき実態調査、それから今後のスケ

ジュールにつきまして如何でしょうか。

【熊谷ヒサ子委員】

今いろいろ今後の調査云々ということで、大変今まで以上に厳しいというような中で、私は逆に相当やりがいがあるなど、任せてくださいという位で頑張ってもらいたいと思います。

もう一つ、今後の予定ということで、ここまで案として出しているのであれば、27年度に2回という審議会ということで、やはり、28年度で県議会に上程ということで最終改正であれば、この27年度に2回ということは普通は上半期、下半期で理解しているんだけど、月で何月と何月というところまで。きちんと目標を立ててやれば、県として立派な仕事だなど考えていたんだけど。

どうですかね。その辺のところまで、検討してこの月までは1回という風に入れていただければ私たちも安心するところもあるんだけど。また間に合わないで流れるというのであれば、それも熊谷先生に気の毒だから。委員だものまずいでしょ。

【国分委員】

この間、国交省の江藤課長補佐に郡山でお会いしまして。青森の理事と秋田の理事ちょっと来いって。2県が一番法整備が遅れてるって。だからお前達頑張れって発破かけられたんですよ。で、メールも来まして、こういった官民巻き込んだ景観フォーラムをやれとかね。

是非、皆様のご協力を得て何とか立ち上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

【熊谷ヒサ子委員】

平成27年といえれば来年ですからね。この辺に入れていただければ大変安心して任せられるんですけど。

【国分委員】

代われれば駄目なんだよ。転勤して他に行けばね。ずっといけば良いのだが、違う人が来ればまた後戻りになる。

【熊谷ヒサ子委員】

それは理由にならないですよ。申し送りをしますから。

【月舘会長】

お二人の委員からも、事務局にも真剣に取り組んでもらいたいし、自分たちも真剣に改正に向けて努力する。そのために一所懸命やるというような、むしろ内容がどうのこうのというよりは、許可地域の細分化に向けた努力を委員として惜しまないという宣言をしていただいたかと思うんですが。

【熊谷ヒサ子委員】

この調査についての予算はどうなんですか。間に合ってるんですか。

【事務局】

現在予算要求しております、このまますましくいけば何とか確保できるかなと思っております。今議会の方で審議しておりますので。

【国分委員】

予算規模はどの位ですか。

【事務局】

それはまだちょっと。全体が決まらなければ何とも言えませんもので。

【斎藤委員】

細分化の調査ですね。やはり地域の自然だとか文化とか、こういうものを理解しているのは地域住民が一番だと思うんですよ。東京の方でなければやれない、町でなければやれないコンサルもあると思うんですけど、できるだけ正規の歴史だとか文化だとか自然条件だとか、そういうものをできるだけ活用して細分化の調査に望んでもらいたい。

【月舘会長】

斎藤委員からもありましたけれども、青森県の自然環境あるいは歴史・文化、そういったものをきちんと踏まえてと、これに準ずるような景観調査と景観関係の部署で何回かこれまでも布石があるはずですので、その辺を踏まえまして、是非、機械的な都市部だとかいう指定ではなくて、地域の歴史・文化を踏まえた調査ができるようになればと思いますし、そのためには青森県民でこういうことに関する知見をもっている方々がおられますので、そういう方々のご協力を仰いでいただければと思います。

【森田委員】

八戸と弘前と青森市はこの調査の中から除外されるのでしょうか。

たぶん弘前とか八戸が違うということは、国立公園が入ったことによって国の法律がありますので、十和田湖もそうなんですけども大変厳しいです。でも、逆をいうとそれだけ守られてるということもありますよね。

その3市は除かれて調査される訳ですよ。

【月舘会長】

景観行政団体としては独立してはいますが、ただ、細分化するための基礎調査としては、できれば含めてやっていただいた方が良いのではと思いますけれども。

また、3市でそういう調査をしているのであれば資料を提供してもらおう。

そして、県全体として3市も含めて整合性がとれる指定が必要かと思しますので、3市で調査をしていなければ精度は少し荒っぽくなっても3市の主要な地域とか加味していただく、あるいは3市がそういう調査をやっているのであれば資料を提供していただいて整合性をとれるような調査をしていただいて、それを踏まえた地域の細分化に進めれば良いかと思えます。

篠崎委員如何ですか。こういったことに対する経験等おありかと思えますが。

【篠崎委員】

私どもの会は色彩という視点で景観を主に捉えているんですけども、調査方法案の中の③番、各広告物の周辺景観への影響を評価するということなんですけども、ここがとても気になるところです。同じ看板であっても色彩によって影響の評価が変わったりいたします。色彩の調査がそこに含まれるか難しいところもあるかとは思いますが、是非、景観を大切にすることと、屋外広告物のあり方ということを改めて何のために掲出するのかっていうところですね。原点に立ち返って、青森は景観をすごく大事にしつつ、屋外広告物の掲出もとてもレベルが高いんだということを他よりも一歩先行く形で示すことができれば、やはり観光ということでも、注

目されると思いますし、私はそれを期待しています。

【月舘会長】

そうですね。古い話になりますが、マクドナルドもパリに行けば茶色になる、というような言い方を良くされていましたが、最近は日本の中のマクドナルドもあまり赤ではなくなってきましたね。

ですから、単に大きさということだけでなく、先ほど取りやめとなりました交通標識の説明をしたときに篠崎委員から同じ大きさの交通標識でも色を変えると交通標識の認知度、周辺がはでであればわかりにくくなるし、周辺が少し落ちついた色彩だと駐車禁止とか一方通行だとかが明確に分かるというサンプルを前に見せていただきましたけれども、そういうことも加味しながら調査内容を検討していただければと思います。

必要であれば、そういう景観調査等に関して知見のある篠崎委員とか経験のある方も協力して調査内容を決めるということも検討することがあっても良いかなと思います。

山谷委員如何ですか。

【山谷委員】

篠崎委員と同じような意見ですけれども、ヨーロッパでは工事するときに建物にかぶせるシートにその建物の絵を描いてるんですね。別にそこまで手間をかけなくても工事はできますけども、周りの景観を大切にしているという気持ちがすごく伝わってきますので、さっきも仰ったように調査するにおいても歴史とか文化とかもっと広い目で青森県の景観を大切にするという気持ちで取り組んでいけたら良いかなと思います。

うちは造園の方なんですけども、工事の設計が東京の方で設計をしてきた中身が植栽の種類がこちらでは育たない植物が入ってるんですね。そのためわざわざ調査して設計変更してっていうこともありますのでね、ある程度現場とか地域の分かった方に携わっていただくというのは良いことだなと思います。

【月舘会長】

そうですね、4、5年前になりますけども、十和田市に国の合同庁舎をつくったときに、屋上庭園をやると。で、十和田では無理ですよと言ったけれども、国の基準で決まっているからと言って、一冬だけ、2年目からは。

国の方針とかでよかれと思って決めても、地域の実情が合わないということもありますので、そういったことも配慮した調査研究をするためには、ここの委員の中でも斎藤委員が樹木の専門家ですし、篠崎委員は色彩中心に景観についての知見がありますので、そういう方々のご協力を得ながらですね。

【国分委員】

ただね、発注者側は目立つ看板がほしい訳ですよ。我々業者がちょっと色派手ですよとは言えない訳ですよ。だからそういうとき矛盾するんですよ。それを縛る法律もないしね。自分で看板だして、これやめればって言えないですよ。

【月舘会長】

そのためにも、さっき言いましたマクドナルドもパリに行けば茶色になるというようなことにつながるような調査研究ができて、次の許可地域の細分化の時に認知しやすいんだけど少し派手さを競争するような看板をランダムに作るというような方にならないようなことになればいいかなと思います。

【篠崎委員】

目立たせたいという気持ちはあるんですけども、私は今日埼玉から来てますけども、東京見てもそうです。それで良くない方向に行ってしまうてまちはたくさんあります。

一方で、お互いに協力し合いながら、認知できるんだけど派手派手で競っていないというまちもありますので。

京都のまちは特別と皆さんお考えになるかと思うんですけども、京都も本当に努力をされていて例えば八坂神社の向かい側にあるローソンは普通のローソンの水色は使っていないんですね。本当にちょっと地味なんです。八坂神社よりそちらの写真を撮る方がたくさんいるぐらい、とても注目されていたりとかですね。

セブンイレブンも、本当に京都らしい格子で明かりも和紙の明かりだったりとか、そのまちに合う意匠で工夫されていて、かえってそれが逆の意味で目立つといいますか、皆さんの注目を集めていたりするんですね。

一瞬ぱっと目立つということと二度見するような目立ちということと、そのあたりの効果というのを一歩踏まえて看板を考えていただけるとまち全体の調和としてよろしいんじゃないかなと常々思います。

【森田委員】

看板を目立つ色に、というのは我々業者が思うんですけど、国立公園の環境省さんは一切許可しません。業者さんが私たちが注文したものを持って行ってパスを受ける訳ですよ。茶色に白地とかで厳しいんですよ。例えばコカコーラさんの自動販売機を置きたいと言っても、赤ではだめですから、で、環境省さんが言った色に変えない限り許可にならないんですよ。

だからそれぐらいの規制があって、いくらか街並みが揃ってくるという感じですよ。

【国分委員】

気持ちは分かるんですが、発注者側はそうはいかないんですよ。表現の自由もありますからね。色を派手にするとだめですよとは言えないですよ。

【森田委員】

例えば八戸市さんとか弘前市さんが、自分のまちを守るために市で条例を作って、それを許可しませんよとすればできない訳ですから、よその市町村は県がだめですよとすればできない訳ですから、県の方でそれだけの権限を持ってやられれば変わってくると思いますけど。

【篠崎委員】

条例がないところでもお願いしますみたいな感じで、例えば横浜市とか鎌倉なんかも条例ではなくて自治体の担当者がお願いしますと言って、鎌倉は屋上の広告物を掲げないようにというのを努力して、それからチェーンの店舗の色を抑えめにして地の色と地の色を変えてもらうとか努力しています。横浜なんかも本当に良い景観がみなとみらいでできてるんですけども、実は行政の方で結構個人的にお願いしていきながら少しずつつぶしていくという努力をしているんですよ。

一番は市民の民度をあげるという、意識をあげる。市民の方から私たちのまちにこういうものを掲げてくれるなど、実際にそれで動いているところもありますので、是非私は青森県としてそういう風になってほしいといたさるといいなど、それだけのお宝がたくさんある県ですから、本当にそう思います。

【国分委員】

我々の組織は全国組織ですから、一回調査する必要あるね。どういう風にやっているか。よその県はね。

【篠崎委員】

京都では高さ制限も思い切って、あれだけブーイングでましたけれども、でも何が大切か。

【国分委員】

我々業者も気をつけないといけないしね。考えないといけないしね。それはすごく良い問題です。

【篠崎委員】

是非、よろしく申し上げます。期待しております。

【月舘会長】

今、篠崎委員からありましたけれども明文化・条例化しなくても、ガイドラインみたいなもので色彩については、札幌とかいろんなところで条例ではなくガイドラインみたいにして、使える色彩、その色の種類を制限するのではなくて彩度とか明度のある程度範囲を決めて、派手な赤とかが出てこないように指導したりしていますし、仙台でも極端な色のビルが建ったときに市民から仙台ですから河北新報から報道があつてですね、色を塗り替えたということもありますので。青森は聞いたことがないですけど。

【篠崎委員】

マスコミの力というのはとても大事なんですよ。市民がこつこつ言っても伝わらないんですけど、記事にさせていただくと普段考えていなかったことも考えたりしますので。

【月舘会長】

皆さんの意見をまとめますと、事務局で予定している許可地域の細分化をするためには、年次計画に従った調査を進めて、28年度に具体化・条例化ということで、そのための調査につきましては、地元の方々の知識・知見を生かしてやってほしいということ。

それから篠崎委員から出ましたお話しからすると実効あるものにするために、ガイドラインみたいなものあるいは条例ではないけれども手引きとか、実効ある条例にするための方策を具体的にまとめたガイドラインみたいなものをあわせて作ってみては如何かということになるかと思いますが、如何でしょうか。

事務局から提案のありました許可地域の細分化をするために26年度に業務委託をして実態調査をする。27年度に調査結果を踏まえまして素案づくり。さらに、各市町村あるいは法規担当者との協議。そして28年度に具体化。景観形成審議会につきましては、具体的な予定の目処が立つのであれば早めに開催時期を決めていただくということになるかと思えます。

この内容とスケジュールに関しては皆さんの方から異論はなかったかと思いますが、この許可地域の細分化に向けた調査研究内容とスケジュールについて事務局の提案でよろしいでしょうか。

【委員】

よろしいです。

【月舘会長】

どうもありがとうございます。

許可地域の細分化に向けた調査研究内容とスケジュールについて、皆さんから同意が得られましたけれども、実効あるものにするために県内にある景観について豊富な知識を持つての方々の協力を得る、あるいは実効あるものとするために手引きみたいなものを作られてみてはと思います。

予定していました審議につきましては以上で取り纏めができたかと思えます。

委員の皆さんから改めてこれだけは言っておきたいとかそういうご意見があればお願いします。

【熊谷ヒサ子委員】

青森県内に3市というものが独立されてあるということで、しかしそれは青森県内ですので、そこはうまく県側としては、県が一本になれるところはなっていたきながら、良いものを一つ決めていただきたい。是非期待したいと思えます。

【月舘会長】

これまでも3市の状況を精査して整合性を確認していただいて、今回の改定に向けて準備してきてきたので、今後も惜しまずやっていただけたらと思えますが、改めて念押しがありましたのでよろしくお願いします。

他の委員の方々如何でしょうか。

平成23年度から進めてきた屋外広告物条例の改正につきましては、第1ステップを2月に具体的に踏み出せそうなところまでできました。第2ステップにつきましては、平成26年度から3年計画でということで、その内容につきましても皆さんから同意を得られましたので、以上で今日の会議を閉じたいと思えます。

皆さんご協力ありがとうございました。

【事務局】

委員の皆様、本日は長時間に渡りましてご検討・ご議論いただき誠にありがとうございました。

これをもちまして第19回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

本日はお忙しいところご参加いただきまして誠にありがとうございました。